

一般社団法人日本神経内視鏡学会 技術認定制度施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、日本神経内視鏡学会技術認定制度規則第22条に基づき、日本神経内視鏡学会技術認定制度（以下「本制度」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(事務局)

第2条 日本神経内視鏡学会技術認定制度委員会（以下「制度委員会」という。）の事務は、一般社団法人日本神経内視鏡学会（以下「本会」という。）の事務局が担当する。

第3章 技術認定の対象手術手技と必要症例数

(対象手術手技)

第3条 本制度の対象手術手技は、以下の通りとする。

- (1) 第3脳室底開窓術・生検術を含む脳室・嚢胞内手術
- (2) 経蝶形骨洞手術
- (3) 脳内血腫吸引術
- (4) 神経内視鏡補助顕微鏡手術
- (5) 脊髄内視鏡手術
- (6) その他の脳内視鏡手術（脳内視鏡を用いる脳神経外科手術手技を含む）とする。

(必要症例数)

第4条

(1) 申請者は上記対象手術手技を指導者（注）のもとで20例以上、そのうち術者として10例以上経験していなければならない。

（注）指導者は本制度技術認定医資格を取得していなければならない。

(2) 術式一覧（手術実績一覧の添付資料を参照）の4部門（脳室内、血腫、下垂体、脊髄）のうち、2部門以上、計10例以上経験していなければならない。（内視鏡アシスト手術を除くものとする。なお術者、助手は問わない。）

第4章 技術認定医の認定と更新の審査

(提出書類)

第5条 申請者の提出書類等は、以下の通りとする。

(1) 技術認定医申請書

(2) 履歴書

(3) 日本脳神経外科学会専門医認定証 (写)

(4) 本会学術集会参加証明書類 (過去2回以上) (写)

(5) 本会 (制度委員会) 主催の講習会 (施行細則第9条) の受講証明書 (写) (過去2回)。なお、本会 (制度委員会) 主催の講習会 (施行細則第9条) の受講が1回の場合は、それに準ずる講習会 (施行細則第9条6)) の受講証明書 (写) (過去1回以上)。

(6) 申請者の対象手術手技の技術を保証し得る、技術認定医1名の推薦状

(7) 対象手術手技実績一覧表

(8) 技術認定審査料 30,000 円

(申請期間)

第6条 申請期間は毎年7月1日より7月末日までとする。

(認定料)

第7条 技術認定医資格を承認された者が納める認定料は20,000 円とする。

(資格の更新)

第8条 資格更新申請者の提出書類等は、以下の通りである。申請期間は新規申請者に準ずる。

(1) 技術認定医更新申請書類

(2) 直近5回のうち3回以上の本学会学術集会参加証明書類 (写)

(3) 更新料は20,000 円とする。

第5章 講習会

(講習会の開催および認定)

第9条 制度委員会は、安全な神経内視鏡手術の普及を目的に、以下に定める講習会を本会学術集会時に行う。またこれに準ずる講習会の認定を行う。

(1) 制度委員会委員が中心となって講師をつとめること。

(2) 講習には硬性鏡、軟性鏡の両者を含むこと。

(3) 模型等を用いて機器類の基本操作と2次元ビデオモニター像下での深度感覚、拡大画像下での視覚-手指運動協調、止血法、合併症対策等を習得することを目的とすること。

- (4) 第3脳室底開窓術・生検術を含む脳室・嚢胞内手術、経蝶形骨洞手術、脳内血腫吸引術、神経内視鏡補助顕微鏡手術、脊髄内視鏡手術、その他の基本手技習得を目的とすること。
- (5) 講習会の開催に当たっては、事前に制度委員会を開催し、講習会内容ならびに講師の選定について検討し、理事長の承認を得る。
- (6) 制度委員会は、制度委員会主催の講習会に準ずる講習会(認定講習会)の認定の結果について理事長の承認を得る。

第6章 補 則

(改定)

第10条 この細則の改定は、規則運営上改定の必要が生じた際に、制度委員会の提案のもとに、理事会の議決を経なければならない。

(発効)

第11条 この細則は、平成29年10月1日に発効する。

附則 1) 技術認定医申請のための神経内視鏡手術症例は、本制度発足2年後までは、必ずしも指導者(技術認定医)の元に行われた例でなくともよい(過去に行われた症例を含む)。なお、発足3年目以降は、技術認定制度委員会発足以降の症例に限る。2) 同様に、本制度発足2年後までは、学術集会および講習会の受講証明証の提出は任意とする。3) 本技術認定は神経内視鏡手術全般に共通する基本的手術手技習得を目的としたものであり、各対象手術手技に関しては、今後別途に部門認定医制度を定める予定である。

(平成29年11月改訂)